

米国 労働安全衛生局 (OSHA)
危険有害性周知基準 (Hazard Standard Communication) 和訳 (附属書 A~F は除く)

1910 労働安全衛生基準
1910.1200 危険有害性に関する情報伝達

1910.1200 (a)

目的

1910.1200 (a)(1)

このセクションの目的は、製造または輸入されるすべての化学品の危険有害性が分類され、分類された危険有害性に関する情報が雇用者および従業員に伝達されるようにすることである。このセクションの要求事項は、GHS (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals、化学品の分類および表示に関する世界調和システム) 改訂 3 版の規定に準拠することを意図している。情報伝達は包括的なハザードコミュニケーションプログラムによる実現を目指しており、このプログラムには容器のラベル表示や他の形式による警告、安全性データシートおよび従業員教育などが含まれる。

1910.1200 (a)(2)

この労働安全衛生基準は、化学品の潜在的な危険有害性の分類問題、および危険有害性と適切な保護手段に関する情報を従業員に伝達するという問題に包括的に取り組むこと、ならびにこの課題に関する州または州の政治的下位区分における法規制の制定に先立って基準を定めることを意図している。化学品の潜在的な危険有害性を分類し、危険有害性と適切な保護手段に関する情報を従業員に伝達するという課題には、例えば次の規定が含まれるが、これらに限られない：職場のための書面によるハザードコミュニケーションプログラムの策定と保管 (職場に存在する有害化学品のリストを含む)、職場に存在する化学品の容器に対するラベル表示、他の職場に出荷される化学品の容器のラベル表示、従業員および川下従業員に対する安全性データシートの作成と配布、化学品の危険有害性と保護手段に関する従業員教育プログラムの策定と実施、など。法セクション 18 に基づき、州または州の政治的下位区分において、この連邦基準が対象とする問題に関する要求事項を採択または施行してはならない (ただし連邦承認された州計画に基づく場合を除く)。

1910.1200 (b)

範囲および適用

1910.1200 (b)(1)

このセクションでは、化学品の製造業者または輸入業者に対し、製造または輸入する化学品の危険有害性を分類することを求めるとともに、すべての雇用者に対し、その従業員がばく露される有害化学品に関する情報を (ハザードコミュニケーションプログラム、ラベルや他の形式による警告、安全性データシート、および情報や教育などを通じて) 提供することを求めている。またこのセクションでは、流通業者に対し、必要な情報を雇用者に伝達することを求めている。(化学品を製造または輸入しない雇用者は、この規則のうち、職場プログラムの構築および労働者への情報伝達に関する部分にのみ対応すればよい。)

1910.1200 (b)(2)

このセクションは、通常の使用条件下または予測可能な緊急時において、従業員がばく露する可能性のある形で職場に存在することが分かっている化学品すべてに適用される。

1910.1200 (b)(3)

このセクションは、実験室については以下の点のみ適用される：

1910.1200 (b)(3) (i)

雇用者は、搬入される有害化学品の容器のラベルが取り外されたり読めなくなったりしないようにしなければならない；

1910.1200 (b)(3) (ii)

雇用者は、搬入される有害化学品とともに受け取る安全性データシートをすべて保管し、各勤務シフトにおいて実験室の従業員が作業区域にいるとき、いつでも閲覧できるようにしなければならない；

1910.1200 (b)(3) (iii)

雇用者は、実験室の従業員に対し、このセクションの段落(h)に従って情報や教育が提供されるようにしなければならない(ただしこのセクションの段落(h)(2)(iii)に定める書面によるハザードコミュニケーションプログラムの対象拠点および閲覧を除く)；さらに

1910.1200 (b)(3) (iv)

有害化学品を出荷する実験室の雇用者は、この規則においては化学品の製造業者または流通業者のいずれかと考えられる。したがって、実験室の外部に搬出される有害化学品の容器すべてについて、このセクションの段落(f)に基づきラベル表示されているようにすること。また、このセクションの段落(g)(6)および(g)(7)に基づき、安全性データシートが流通業者および他の雇用者に提供されるようにすること。

1910.1200 (b)(4)

従業員が、密閉容器に入った化学品のみを取り扱い、通常の条件下ではその容器が開けられることのない事業場の場合(例えば、船舶貨物の取扱い、倉庫業務、小売販売などの場合)、このセクションは以下の点のみ適用される：

1910.1200 (b)(4) (i)

雇用者は、搬入される有害化学品の容器のラベルが取り外されたり読めなくなったりしないようにしなければならない；

1910.1200 (b)(4) (ii)

雇用者は、納入される有害化学品とともに受け取る安全性データシートのコピーをすべて保管しなければならない。また、密閉容器に入った有害化学品について安全性データシートがなかった場合にも、従業員が安全性データシートを要求すればできる限り速やかにこれを取得しなければならない。さらに、これら安全性データシートが各勤務シフトにおいて実験室の従業員が作業区域にいるとき、いつでも閲覧できるようにしなければならない；さらに

1910.1200 (b)(4) (iii)

雇用者は、従業員に対し、密閉容器から有害化学品の漏出や漏洩があった場合に従業員を保護するために必要な範囲において、このセクションの段落(h)に従って情報や教育が提供

されるようにしなければならない(ただしこのセクションの段落(h)(2)(iii)に定める書面によるハザードコミュニケーションプログラムの対象拠点および閲覧を除く)。

1910.1200 (b)(5)

このセクションでは、下記の化学品についてラベル表示を必要としない：

1910.1200 (b)(5) (i)

「連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法」(7 U.S.C. 136 以下参照)の定義に基づく農薬であって、同法および同法に基づき環境保護庁が公布したラベル表示規制のラベル表示要求事項に準拠している場合；

1910.1200 (b)(5) (ii)

「有害物質規制法」(15 U.S.C. 2601 以下参照)の定義に基づく化学物質または混合物であって、同法および同法に基づき環境保護庁が公布したラベル表示規制のラベル表示要求事項に準拠している場合；

1910.1200 (b)(5) (iii)

「連邦食品・医薬品・化粧品法」(21 U.S.C. 301 以下参照)または1913年の「ウイルスー血清ー毒素法」(21 U.S.C. 151 以下参照)、ならびにこれらの法に基づき公布された規制の定義に基づく食品、食品添加物、着色添加物、医薬品、化粧品、ヒト用または動物用医療機器/製品(これらの製品への使用を意図した材料を含む)であって、これらの法に基づく食品医薬品局または農務省によるラベル表示要求事項に準拠している場合；

1910.1200 (b)(5) (iv)

「連邦アルコール管理法」(27 U.S.C. 201 以下参照)、および同法に基づき公布された規制の定義に基づく非工業用の蒸溜酒(飲用アルコール)、ワイン、麦芽飲料であって、同法および同法に基づきアルコール・タバコ・火器及び爆発物取締局が公布したラベル表示規制のラベル表示要求事項に準拠している場合；

1910.1200 (b)(5) (v)

「消費者製品安全法」(15 U.S.C. 2051 以下参照)および「連邦危険有害性物質法」(15 U.S.C. 1261 以下参照)にそれぞれ定義される消費者製品または危険有害性物質であって、これらの法に基づく消費者製品安全基準またはラベル表示要求事項、もしくはこれらの法に基づき消費者製品安全委員会が公布した規制に準拠している場合；さらに

1910.1200 (b)(5) (vi)

「連邦種子法」(7 U.S.C. 1551 以下参照)、ならびに同法に基づき農務省が公布するラベル表示規制に従って農薬処理およびラベル表示される農作物種子および野菜種子。

1910.1200 (b)(6)

このセクションは、以下のものには適用されない：

1910.1200 (b)(6) (i)

「固形廃棄物処分法」(1976年の「資源保全回収法」およびその改正法により改正)(42 U.S.C. 6901 以下参照)の定義に基づく危険有害性廃棄物であって、環境保護庁が同法に基づき公布する規制に準拠している場合；

1910.1200 (b)(6)(ii)

「包括的環境対策・補償・責任法 (CERCLA)」(42 U.S.C. 9601 以下参照)の定義に基づく危険有害性物質であって、環境保護庁規制に準拠し、CERCLA に基づいて実施される浄化措置または除去措置の対象にその危険有害性物質がなる場合；

1910.1200 (b)(6) (iii)

タバコまたはタバコ製品；

1910.1200 (b)(6) (iv)

木材または木材製品。これには、加工の予定がない材木であって、当該の化学品製造業者または輸入業者が、その材木による従業員に対する唯一の危険有害性が潜在的可燃性または燃焼性のみであると立証できる場合を含む(木材や木材製品であってもこの基準の対象となる有害化学品で処理されたもの、および木材であってもその後鋸引きまたは切断されて木粉を生じるものは除外対象とならない)；

1910.1200 (b)(6) (v)

物品 (Article) であるもの (このセクションの段落(c)の定義に基づく)；

1910.1200 (b)(6) (vi)

小売店舗 (食料品店、レストラン、または飲み屋など) で販売、使用、または処理される食品またはアルコール飲料、および職場において従業員が個人的に飲食する食品；

1910.1200 (b)(6) (vii)

「連邦食品・医薬品・化粧品法」(21 U.S.C. 301 以下参照)の定義に基づく医薬品であって、直接患者に投与される固形の最終形態のもの (例：錠剤やピル)、化学品製造業者によって包装され小売店舗で消費者に販売される医薬品 (例：OTC 医薬品)、および職場において従業員が個人的に使用する医薬品 (例：救急用品)；

1910.1200 (b)(6) (viii)

包装され小売店舗で消費者に販売される化粧品、および職場において従業員が個人的に使用する化粧品；

1910.1200 (b)(6) (ix)

「消費者製品安全法」(15 U.S.C. 2051 以下参照) および「連邦危険有害性物質法」(15 U.S.C. 1261 以下参照) にそれぞれ定義される消費者製品または危険有害性物質であって、それらが職場において使用されるものであり、使用の目的は化学品製造業者または輸入業者による当該製品の所期用途であり、かつ使用によるばく露の期間および頻度が、当該製品を所期用途で消費者が使用した際に合理的に生じるばく露の範囲以下であることを雇用者が証明できる場合；

1910.1200 (b)(6) (x)

有害粒子であって、化学品製造業者または輸入業者が、このセクションの対象となる物理化学的危険性または健康に対する有害性を持たないことを立証できる場合；

1910.1200 (b)(6) (xi)

電離放射線または非電離放射線；さらに

1910.1200 (b)(6) (xii)

生物学的危険性。

1910.1200 (c)

定義

物品 (Article) とは、単一の製造品であって、単一の液体または粒子ではないもののうち、以下のすべての条件を満たすものをいう：(i)製造段階で特定の形態またはデザインに成形され、(ii)最終使用段階において、その形態またはデザインに全部または一部依存する最終使用機能を持ち、(iii)通常の使用条件下では、非常に少量（微量または微細量）の有害化学品（このセクションの段落(d)に定める）しか放出せず、従業員に対する物理化学的危険性または健康リスクを持たないもの。

次官補 (Assistant Secretary) とは、米国労働省 労働安全衛生局（OSHA）の次官補またはその指定担当者をいう。

化学品 (Chemical) とは、何らかの物質または物質の混合物をいう。

化学品製造業者 (Chemical manufacturer) とは、化学品を使用または流通目的で製造している職場を有する雇用者をいう。

化学名 (Chemical name) とは、化学品の科学的呼称であって、国際純正・応用化学連合（IUPAC）によって開発された命名法またはケミカル・アブストラクツ・サービス（CAS）の命名法に従うもの、もしくは危険有害性分類を実施する目的において化学品を明確に特定できる名称をいう。

分類 (Classification) とは、化学品の危険有害性に関する関連データを特定し、それらのデータを検討して当該化学品に関連する危険有害性を確認した上で、このセクションの有害化学品の定義に従って当該化学品を危険有害性と分類すべきかどうかを決定することをいう。また、健康に対する有害性および物理化学的危険性の分類には、必要に応じて当該データを健康に対する有害性および物理化学的危険性の基準に照らして危険有害性の程度を決定することが含まれる。

商業取引 (Commercial account) とは、小売流通業者が雇用者に対し、有害化学品を通常は大量かつ長期的に、また一般的な小売価格よりも安いコストで販売する取引をいう。

一般名 (Common name) とは、化学名以外に化学品を特定するために使用されるコード名、コード番号、商品名、商標名または一般的名称などのあらゆる呼称もしくは名称をいう。

容器 (Container) とは、有害化学品を入れるあらゆる袋、樽、瓶、箱、缶、シリンダー、ドラム、反応槽、貯蔵タンクなどをいう。このセクションの目的上、配管または配管系、エンジン、燃料タンク、またはその他の車両操作系は容器とみなさない。

指名代表者 (Designated representative) とは、このセクションに基づき、ある従業員がその従業員の権利を行使する権限を書面により与える個人または組織をいう。書面による従業員の権限付与にかかわらず、団体交渉の認定または公認代理人は、自動的に指名代表者として扱われなければならない。

所長 (Director) とは、米国保健社会福祉省 疾病対策予防センターの所長またはその指定担当者という。

流通業者 (Distributor) とは、化学品製造業者または輸入業者以外の事業者であって、有害化学品を他の流通業者または雇用者に供給する者をいう。

従業員 (Employee) とは、通常の作業条件下または予測可能な緊急時において、従業員が有害化学品にばく露する可能性のある労働者をいう。非定常で反復性のない事態以外で有害化学品と接触する可能性のない労働者（例：オフィスワーカー、銀行の窓口係）は、含まれない。

雇用者 (Employer) とは、化学品を使用、流通、または使用/流通目的で製造する事業を営む者をいい、請負事業者や下請事業者を含む。

ばく露 (Exposure or exposed) とは、雇用の一環として、物理化学的危険性または健康に対する有害性を持つ化学品にさらされることをいい、これには潜在的なばく露（例：偶発的なばく露やばく露の可能性）を含む。健康に対する有害性において「さらされる」とは、あらゆる経路によるばく露を含む（例：吸入、経口摂取、皮膚との接触、吸収）。

予測可能な緊急時 (Foreseeable emergency) とは、職場における有害化学品の制御不能な放出につながりうる事態が発生する可能性のあることで、次のものを含むがこれらに限られない：機器の故障、容器の破裂、制御機器の故障。

危険有害性区分 (Hazard category) とは、各危険有害性クラス内の判定基準の区分をいう。例えば、経口急性毒性および引火性液体には4つの危険有害性区分がある。これらの区分は危険有害性クラス内における危険有害性の強度を比較するものであり、より一般的な危険有害性区分の比較とみなすべきではない。

危険有害性クラス (Hazard class) とは、引火性固体、発がん性物質、経口急性毒性のような、物理化学的危険性または健康に対する有害性の種類をいう。

分類されない危険有害性 (Hazard not otherwise classified, HNOC) とは、分類過程において科学的エビデンス評価の中で発見された物理化学的有害作用または健康に対する有害作用であって、このセクションで取り扱う物理化学的危険性クラスまたは健康に対する有害性クラスの特定の基準に当てはまらないものをいう。これは、このセクションで取り扱う危険有害性クラスが存在する場合に対象範囲を物理化学的有害作用または健康に対する有害作用に広げるものではなく、その作用が危険有害性クラスのカットオフ値/濃度限界を下回る場合、または OSHA が採用していない GHS 危険有害性区分（例：急性毒性区分 5）に分類される場合に適用される。

危険有害性情報 (Hazard statement) とは、危険有害性クラスおよび危険有害性区分に割り当てられた文言であって、化学品の危険有害性の性質を、該当する程度も含めて記述する文言をいう。

有害化学品 (Hazardous chemical) とは、物理化学的危険性または健康に対する有害性、単純な窒息剤、可燃性粉塵、自然発火性ガス、または分類されない危険有害性のいずれかに分類されるあらゆる化学品をいう。

健康に対する有害性 (Health hazard) とは、次のいずれかの危険有害作用を持つと分類される化学品をいう：急性毒性（あらゆるばく露経路）、皮膚腐食性/刺激性、眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性、呼吸器感作性または皮膚感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器毒性（単回暴露または反復暴露）、吸引性呼吸器有害性。化学品が健康に対する有害性と分類されるかどうかの判定基準は、§1910.1200 の附録 A「健康に対する有害性の基準」に詳述されている。

即時の利用 (Immediate use) とは、ラベル貼付された容器から有害化学品を移し替える人のみが、その移し替えが行われた勤務シフト内においてのみ、その物質を管理し、使用する場合をいう。

輸入業者 (Importer) とは、米国の関税徴収地区内において、米国内の流通業者または雇用者への供給を目的として他国で製造された有害化学品を受け取る従業員を有する第一事業者をいう。

ラベル (Label) とは、有害化学品に関する書面、印刷またはグラフィックによる情報要素のまとまりであって、有害化学品の容器に直接、あるいはその外部梱包に貼付、印刷または添付されるものをいう。

ラベル要素 (Label elements) とは、各危険有害性クラスおよび各危険有害性区分を示す特定の絵表示、危険有害性情報、注意喚起語、および注意書きをいう。

混合物 (Mixture) とは、複数の物質で構成される反応を起こさない混合物質または溶液をいう。

物理化学的危険性 (Physical hazard) とは、次のいずれかの危険有害作用を持つと分類される化学品をいう：爆発物、可燃性/引火性物質（ガス、エアゾール、液体、または固体）、支燃性/酸化性物質（液体、固体、またはガス）、自己反応性物質、自然発火性（液体または固体）、自己発熱性物質、有機過酸化物質、金属腐食性物質、高圧ガス、水反応可燃性物質。§ 1910.1200 の附録 B「物理化学的危険性の基準」参照。

絵表示 (Pictogram) とは、化学品の危険有害性に関する特定の情報を伝達することを意図したシンボルと境界線、背景のパターンまたは色のような図的要素から構成されるものをいう。

注意書き (Precautionary statement) とは、有害化学品へのばく露または有害化学品の不適切な貯蔵や取扱いから生じる有害作用を最小にするため、または予防するために取るべき推奨措置を記述した文言をいう。

製品特定名 (Product identifier) とは、ラベルまたは SDS において有害化学品に使用される名称または番号をいう。これは、使用者がその化学品を特定するための一義的な手段となる。製品特定名によって、書面によるハザードコミュニケーションプログラム、ラベルおよび SDS で必要な有害化学品リスト内での相互参照が可能にならなければならない。

製造 (Produce) とは、製造、加工、成形、混合、抽出、生成、放出、再包装をいう。

自然発火性ガス (Pyrophoric gas) とは、華氏 130 度（摂氏 54.4 度）以下において空中で自然発火する気態の化学品をいう。

責任者 (Responsible party) とは、必要に応じて有害化学品および適切な緊急手順に関する補足情報を提供できる者をいう。

安全性データシート (SDS) とは、このセクションの段落(g)に従って作成され、有害化学品に関する書面または印刷による資料をいう。

注意喚起語 (Signal Word) とは、ラベル上で危険有害性の重大さの相対レベルを示し、利用者に潜在的な危険有害性を警告するために用いられる言葉をいう。このセクションでは、「危険 (Danger)」や「警告 (Warning)」を注意喚起語として用いている。「危険」はより重大な危険有害性、「警告」はそれより低い危険有害性について用いる。

単純な窒息剤 (Simple asphyxiant) とは、周囲雰囲気から酸素を失わせ、その結果、ばく露した人に酸素欠乏を起こさせて失神や死亡に至らしめる物質または混合物をいう。

化学的特定名 (Specific chemical identity) とは、化学名、ケミカル・アブストラクト・サービス (CAS) 登録番号、その他その物質の正確な化学的呼称を特定する情報をいう。

物質 (Substance) とは、自然状態にあるか、または任意の製造過程において得られる化学元素およびその化合物をいう。これには製品の安定性を保つ上で必要な添加物や用いられる工程に由来する不純物も含むが、当該物質の安定性に影響せず、またその組成を変化させることなく分離することが可能な溶媒は除く。

営業秘密 (Trade secret) とは、雇用者の事業で用いられる機密性のあらゆる調合、パターン、工程、装置、情報または情報を取りまとめたものであって、それを知らない、または使用しない競合事業者に対して当該事業者に優位性を得る機会を与えるものをいう。§ 1910.1200 の附録 E 「営業秘密の定義」に営業秘密の評価に用いる基準が規定されている。

使用 (Use) とは、包装、取扱い、反応、放出、抽出、副産物としての生成、移送をいう。

作業区域 (Work area) とは、有害化学品が製造または使用され、かつ従業員が存在する職場内の部屋または指定区域をいう。

職場 (Workplace) とは、単一地点に所在し、1 つ以上の作業区域を有する建物、仕事場、またはプロジェクトをいう。

1910.1200 (d)

危険有害性分類

1910.1200 (d)(1)

化学品製造業者および輸入業者は、このセクションに従って化学品を分類するために、自らの職場において製造する、または自らが輸入する化学品を評価しなければならない。各化学品について、化学品製造業者または輸入業者は危険有害性クラスを判定し、必要に応じてその化学品に該当するクラス内の危険有害性区分を判定しなければならない。雇用者は、この要求事項を満たすためにその化学品の製造業者または輸入業者が行った分類を採用しないと判断する場合を除き、化学品を分類する必要はない。

1910.1200 (d)(2)

化学品を分類する化学品製造業者、輸入業者または雇用者は、潜在的な危険有害性に関するあらゆる入手可能な科学文献および他のエビデンスを把握し考慮しなければならない。化学品の分類を決定するために当該化学品の試験を行う必要はない。健康に対する有害性の分類については § 1910.1200 の附録 A、物理化学的危険性の分類については § 1910.1200 の附録 B を参照しなければならない。

1910.1200 (d)(3)

混合物

1910.1200 (d)(3) (i)

化学品を評価する化学品製造業者、輸入業者または雇用者は、化学品の危険有害性を分類するために、§ 1910.1200 の附録 A および B に記述される手順に従わなければならない。これには、その化学品の混合物がこのセクションの対象範囲となる場合の判断を含む。

1910.1200 (d)(3) (ii)

自らが製造または輸入する混合物を分類する際、混合物の化学品製造業者および輸入業者は、個々の成分に対する最新安全性データシートに記載された情報に依存してもよい。ただし、当該化学品製造業者または輸入業者が、その安全性データシートにおいてこのセクションで要求される情報に関する誤りまたは抜けがあることを知っている、または相当の注意を払えば知っているべきである場合を除く。

1910.1200 (d)(4)

化学品を評価した化学品製造業者、輸入業者または雇用者は、危険有害性に関する情報伝達の目的のために、下記の資料を化学品が発がん物質であるかまたは発がんの可能性があると決定するための根拠としなければならない：

1910.1200 (d)(4) (i)

米国国家毒性プログラム (NTP) 、発がん性に関する年次報告 (最新版) ；

1910.1200 (d)(4) (ii)

国際がん研究機構 (IARC) モノグラフ (最新版) ；または

1910.1200 (d)(4) (iii)

29 CFR 1910, subpart Z, 危険有害な物質、労働安全衛生局。

注記：国立労働安全衛生研究所 (NIOSH) で発行した化学物質の毒性影響登録で、NTP または IARC が発がんの可能性があるとした化学品かどうか。

1910.1200 (d)(5)

化学品製造業者、輸入業者または雇用者は混合物の危険有害性について次のように決定しなければならない：

1910.1200(d)(5)(i)

混合物が危険有害性を決定するために全体として試験されている場合には、その試験結果は混合物の危険有害性を決定するために使用されなければならない；

1910.1200(d)(5)(ii)

混合物が、健康有害性があるかどうかを決定するために全体として試験されていない場合には、混合物は混合物の1%（重量または容積）以上からなる成分と同じ健康有害性があるものとしなければならない。ただし本節の subparagraph (d)(4)にある発がん物質と考えられる成分を0.1%以上含む場合には、混合物は発がん性があるとしなければならない；

1910.1200(d)(5)(iii)

混合物が、物理化学的危険性があるかどうかを決定するために全体として試験されていない場合には、化学品製造者、輸入業者または雇用者は、混合物の物理化学的な危険性の可能性を評価するために、いかなる科学的に有効なデータを使用しても良い；さらに

1910.1200(d)(5)(iv)

化学品製造者、輸入業者または雇用者が、1%未満（発がん物質の場合には0.1%未満）で混合物に存在する成分が、OSHAの許容ばく露限界(PEL)またはACGIHのばく露限界(TLV)を超える濃度で発散する可能性またはそのような濃度で従業員に健康リスクをもたらす可能性を示す証拠がある場合には、混合物は同様の危険有害性があるとしなければならない。

1910.1200(d)(6)

化学品を評価した化学品製造者、輸入業者または雇用者は、彼らが評価した化学品の危険有害性を決定するために用いた手順を記述しておかなければならない。記述された手順は、従業員、指名された代表者、次官補および所長に対して、要請により入提出可能としておく。記述文書は本節 paragraph (e)で必要とされる書面による危険有害性の情報伝達プログラムに組み込まれても良い。

1910.1200 (e)

書面によるハザードコミュニケーションプログラム

1910.1200 (e)(1)

雇用者は各職場において、書面によるハザードコミュニケーションプログラムを策定、実施および維持しなければならない。その内容には少なくとも、このセクションの段落(f)(g)(h)に定める、ラベルや他の形式の警告、安全性データシート、従業員情報、および訓練に関する基準に適合するための方法を記述すること。これにはまた、下記の両方を含めること：

1910.1200 (e)(1) (i)

存在が把握されている有害化学品のリスト。これには、適切な安全性データシートで参照されている製品特定名を使用する（リストは職場全体について作成しても、個々の作業区域について作成してもよい）；さらに

1910.1200 (e)(1) (ii)

非定常作業（例えば、反応槽の清掃）における危険有害性、および担当作業区域内にあるラベル表示のない配管中の化学品に関連する危険有害性について、雇用者が従業員に伝達する方法。

1910.1200 (e)(2)

複数の雇用者がいる職場。雇用者が職場で製造、使用、または保管する有害化学品に、他の雇用者の従業員もばく露する可能性がある場合（例：現場作業を行う建設会社の従業員）、

この段落(e)に基づいて策定および実施されるハザードコミュニケーションプログラムに下記の項目を併せて組み込まなければならない：

1910.1200 (e)(2) (i)

他の雇用者の従業員が業務中にばく露する可能性のある各有害化学品について、他の雇用者が現場で安全性データシートを閲覧できるよう、当該雇用者が使用する方法；

1910.1200 (e)(2) (ii)

当該雇用者が他の雇用者に対し、通常の作業条件下または予測可能な緊急時において、従業員を保護するために取るべき予防措置を伝達するために使用する方法；さらに

1910.1200 (e)(2) (iii)

当該雇用者が他の雇用者に対し、当該職場で使用されるラベル表示システムについて伝達するために使用する方法。

1910.1200 (e)(3)

雇用者は、この段落(e)に定める基準を満たすハザードコミュニケーションプログラムであれば、それを利用してこれらの要求事項を遵守してもよい。

1910.1200 (e)(4)

雇用者は、要請に応じて 29 CFR 1910.1020 (e)の要求事項に従い、書面によるハザードコミュニケーションプログラムを従業員やその指名代表者、次官補および所長に提出できるようにしておかなければならない。

1910.1200 (e)(5)

従業員が同一勤務シフト内で複数の職場を移動しなければならない場合（従業員の業務が複数の地点で行われる場合）、書面によるハザードコミュニケーションプログラムは主たる職場施設に保管してもよい。

1910.1200 (f)

ラベルおよび他の形式の警告ー

1910.1200 (f)(1)

出荷容器上のラベル。化学品製造業者、輸入業者、または流通業者は、職場外部に搬出される有害化学品の各容器にラベル、タグまたはマークを表示しなければならない。分類されない危険有害性は容器上に表示する必要はない。化学品製造業者または輸入業者によるラベル、タグまたはマーク表示が必要な場合、下記の項目をすべて表示しなければならない。

1910.1200 (f)(1) (i)

製品特定名；

1910.1200 (f)(1) (ii)

注意喚起語；

1910.1200 (f)(1) (iii)

危険有害性情報；

1910.1200 (f)(1) (iv)

絵表示；

1910.1200 (f)(1) (v)

注意書き；および

1910.1200 (f)(1) (vi)

化学品製造業者、輸入業者、または他の責任者の名称、住所、および電話番号。

1910.1200 (f)(2)

化学品製造業者、輸入業者、または流通業者は、段落(f)(1)(i)から(v)に基づき表示される情報について、附録C「ラベル要素の配置」に準拠すること（有害化学品の各危険有害性クラスおよび関連危険有害性区分を目立つように英語で表示しなければならない。（必要に応じて他の言語でも表示する））。

1910.1200 (f)(3)

化学品製造業者、輸入業者、または流通業者は、段落(f)(1)(ii)から(iv)に基づき表示される情報について、ラベル、タグまたはマーク上に一緒に配置しなければならない。

1910.1200 (f)(4)

固形材料

1910.1200 (f)(4) (i)

固形金属（例：鋼鉄梁や金属鋳造）、固形木材、またはプラスチックであって、その川下使用に基づき物品として除外されないもの、もしくは穀類出荷物については、初回出荷時に必要なラベルを顧客に送付すればよく、同じ雇用者へのその後の出荷時にはラベルを貼付しなくてもよい。ただしラベルの記載情報に変更があった場合を除く；

1910.1200 (f)(4) (ii)

ラベルは初回出荷自体とともに送付してもよいし、初回出荷前または初回出荷時に送付される安全性データシートに添付してもよい；さらに

1910.1200 (f)(4) (iii)

有害化学品の各容器にラベルを貼付する要求事項に対する上記の例外は、固形材料それ自体のみに適用される。そのような固形材料と併用され、またはそのような固形材料に付随し、輸送中に当該品目を取り扱う従業員がばく露する可能性のある有害化学品（例：切削油、穀類に使用される農薬）には適用されない。

1910.1200 (f)(5)

化学品製造業者、輸入業者または流通業者は、職場外部に搬出される有害化学品の各容器にラベル、タグまたはマークを表示する際、「危険物質輸送法」(49 U.S.C. 1801 以下参照) および同法に基づき運輸省が公布した規制の要求事項に抵触しないようにしなければならない。

1910.1200 (f)(6)

職場でのラベル表示。このセクションの段落(f)(7)および(f)(8)に定める場合を除き、雇用者は、職場にある有害化学品の各容器にラベル、タグまたはマークを表示しなければならない。その際、下記のいずれかの項目を表示すること。

1910.1200 (f)(6) (i)

出荷容器のラベルに関する段落(f)(1)(i)から(v)に定める項目；または

1910.1200 (f)(6) (ii)

製品特定名および語句、イラスト、記号、またはこれらの組み合わせであって、その化学品の危険有害性について少なくとも一般的な情報を伝達するとともに、ハザードコミュニケーションプログラムに基づき従業員がすぐ入手できる他の情報と組み合わせることにより、従業員が有害化学品の物理化学的危険性および健康に対する有害性に関する具体的な情報を得られるもの。

1910.1200 (f)(7)

雇用者は、個々の定常工程容器にラベルを貼付する代わりに、標識、プラカード、工程シート、バッチチケット、業務手順、または同様の書面による資料を使用してもよい（このような代替手法が適用される容器が特定され、このセクションの段落(f)(6)においてラベルに記載することを定められている項目が記載されている場合）。雇用者は、各勤務シフトを通じて、従業員がその作業区域においていつでもこれらの書面による資料を閲覧できるようにしなければならない。

1910.1200 (f)(8)

雇用者は、ラベル表示された容器から携帯容器に有害化学品が移し替えられ、その移し替えを行った従業員による即時の利用のみが行われる場合、このような携帯容器へのラベル表示を行う必要はない。このセクションの目的上、薬局から医療従事者に支給され、直接患者に投与される医薬品には、ラベル表示は必要はない。

1910.1200 (f)(9)

雇用者は、搬入される有害化学品の容器のラベルが取り外されたり読めなくなったりしないようにしなければならない。ただしその容器に必要項目を直ちに記載する場合を除く。

1910.1200 (f)(10)

雇用者は、職場のラベルや他の形式の警告が読みやすく、英語で表示され、目立つように容器上に表示されているか、または各勤務シフトを通じてその作業区域でいつでも閲覧できるようにしなければならない。他の言語を用いる従業員を有する雇用者は、配付資料に英語による記載に加えて当該言語による記載を追加してもよい。

1910.1200 (f)(11)

化学品製造業者、輸入業者、流通業者、または雇用者は、化学品の危険有害性に関する重要情報を新たに入手した場合、そのような新しい情報を入手してから6ヵ月以内に、そのラベルを改訂し、新情報入手時点以降に出荷される有害化学品の容器上には新情報を記載したラベル表示が行われるようにしなければならない。その化学品が現在製造または輸入されていない場合、当該化学品製造業者、輸入業者、流通業者、または雇用者は、その化学品が再び職場に入荷または搬入される前に、当該ラベルに新情報を追加しなければならない。

1910.1200 (g)

安全性データシート

1910.1200 (g)(1)

化学品製造業者または輸入業者は、自身が製造または輸入する各有害化学品について、安全性データシートを取得または作成しなければならない。雇用者は、自身が使用する各有害化学品について、職場に安全性データシートを備えなければならない。

1910.1200 (g)(2)

安全性データシートを作成する化学品製造業者または輸入業者は、英語で記載し（雇用者が他言語版を英語版と併せて保持することは差し支えない）、少なくとも下記のセクション番号と見出し、および各見出しの下に関連情報を表示しなければならない。その表示は下記の順序に従うこと（安全性データシートの各セクションにおける具体的な内容については § 1910.1200 の附録 D 「安全性データシート」 参照）：

1910.1200 (g)(2) (i)

セクション 1、製品の特定；

1910.1200 (g)(2) (ii)

セクション 2、危険有害性の特定；

1910.1200 (g)(2) (iii)

セクション 3、組成/成分情報；

1910.1200 (g)(2) (iv)

セクション 4、応急措置；

1910.1200 (g)(2) (v)

セクション 5、火災時の措置；

1910.1200 (g)(2) (vi)

セクション 6、漏出時の措置；

1910.1200 (g)(2) (vii)

セクション 7、取扱いおよび保管上の注意；

1910.1200 (g)(2) (viii)

セクション 8、ばく露防止/個人保護措置；

1910.1200 (g)(2) (ix)

セクション 9、物理的および化学的特性；

1910.1200 (g)(2) (x)

セクション 10、安定性および反応性；

1910.1200 (g)(2) (xi)

セクション 11、毒性情報；

1910.1200 (g)(2) (xii)

セクション 12、環境影響情報；

1910.1200 (g)(2) (xiii)

セクション 13、廃棄上の注意；

1910.1200 (g)(2) (xiv)

セクション 14、輸送上の注意；

1910.1200 (g)(2) (xv)

セクション 15、適用法令；および

1910.1200 (g)(2) (xvi)

セクション 16、その他の情報（作成日または最新改訂日を含む）。

段落(g)(2)の注記 1：GHS に準拠するためには、SDS にはさらに下記の見出しを同じ順序で記載する必要がある。

段落(g)(2)の注記 2：OSHA は、セクション 12 から 15 の要求項目については管轄外であるため執行していない。

1910.1200 (g)(3)

安全性データシート上のセクション内の副見出しについて該当する情報が見つからない場合、安全性データシートを作成する化学品製造業者、輸入業者または雇用者は、「該当情報なし」の旨を表示しなければならない。

1910.1200 (g)(4)

複数の複合混合物が類似した危険有害性と内容物を持つ（化学成分が基本的に同じで、細かな組成が混合物によって異なる）場合、化学品製造業者、輸入業者または雇用者は、これらの類似混合物のすべてに適用される安全性データシートを 1 つ作成することによい。

1910.1200 (g)(5)

安全性データシートを作成する化学品製造業者、輸入業者または雇用者は、危険有害性分類時に使用した科学的エビデンスを正確に反映する形で情報を記載しなければならない。安全性データシートを作成する化学品製造業者、輸入業者または雇用者は、化学品の危険有害性または危険有害性に対する保護対策に関する重要情報を新たに入手した場合、そのような新しい情報を3ヶ月以内に安全性データシートに追加しなければならない。その化学品が現在製造または輸入されていない場合、当該化学品製造業者または輸入業者は、その化学品が再び職場に搬入される前に、当該安全性データシートに新情報を追加しなければならない。

1910.1200 (g)(6)(i)

化学品製造業者または輸入業者は、流通業者および雇用者に対し、初回出荷時、および安全性データシート更新後の初回出荷時に適切な安全性データシートを送付しなければならない；

1910.1200 (g)(6) (ii)

化学品製造業者または輸入業者は、安全性データシートを出荷容器とともに送付するか、出荷前または出荷時に流通業者または雇用者に送付しなければならない；

1910.1200 (g)(6) (iii)

有害化学品とラベル表示された入荷物の受け取り時に安全性データシートが添付されていない場合、流通業者または雇用者は、できる限り速やかに当該化学品製造業者または輸入業者から安全性データシートを取得しなければならない；さらに

1910.1200 (g)(6) (iv)

化学品製造業者または輸入業者は、要請に応じて流通業者または雇用者に安全性データシートを提供しなければならない。

1910.1200 (g)(7)(i)

流通業者は、他の流通業者または雇用者に対し、初回出荷時、および安全性データシート更新後の初回出荷時に安全性データシートおよび更新情報を送付しなければならない；

1910.1200 (g)(7) (ii)

流通業者は、安全性データシートを出荷容器とともに送付するか、出荷前または出荷時に他の流通業者または雇用者に送付しなければならない；

1910.1200 (g)(7) (iii)

商業取引を有する雇用者に有害化学品を販売する小売流通業者は、要請に応じてそのような雇用者に安全性データシートを提供しなければならない。また、安全性データシートが提供可能であることを標識の掲示または他の方法によって伝達しなければならない；

1910.1200 (g)(7) (iv)

店頭で雇用者に有害化学品を販売する卸売流通業者も、店頭販売時に雇用者の要請に応じて安全性データシートを提供してもよい。また、安全性データシートが提供可能であることを標識の掲示または他の方法によって伝達しなければならない；

1910.1200 (g)(7) (v)

商業取引を有しない雇用者が、安全性データシートの保管を義務付けられていない小売流通業者（自身も商業取引を有さず、かつ当該原料を使用しない小売流通業者）から有害化学品を購入する場合、当該小売流通業者は要請に応じてその雇用者に対し、安全性データシートを提供しうる化学品製造業者、輸入業者、または流通業者の名称、住所および電話番号を提供しなければならない；

1910.1200 (g)(7) (vi)

卸売流通業者も、要請に応じて雇用者または他の流通業者に安全性データシートを提供しなければならない；さらに

1910.1200 (g)(7) (vii)

化学品製造業者、輸入業者、および流通業者は、商業取引先に製品を販売しないこと、または自身の職場において使用目的で密封容器を開封しないことを明言している小売流通業者に対しては、安全性データシートを提供する必要はない。

1910.1200 (g)(8)

雇用者は、各有害化学品について必要な安全性データシートを職場に備え付けるとともに、従業員が各勤務シフト中に作業区域にいる際いつでもこれらを閲覧できるようにしなければならない。（安全性データシートを紙で保管する代わりに、電子的または他の代替手段によっても各職場でいつでも閲覧可能な場合、このような代替手段を用いてもよい。）

1910.1200 (g)(9)

従業員が同一勤務シフト内で複数の職場を移動しなければならない場合（従業員の業務が複数の地点で行われる場合）、安全性データシートは主たる職場施設に保管してもよい。その場合雇用者は、従業員が緊急時に必要な情報を即座に取得できるようにしなければならない。

1910.1200 (g)(10)

安全性データシートは、業務手順などどのような形式で保管してもよい。また、個々の有害化学品よりも同一工程内の危険有害性をまとめて取り扱う方が適切である場合には、作業区域内の有害化学品群をまとめて取り扱ってもよい。ただし雇用者は、どのような場合でも各有害化学品について必要な項目が記載され、従業員が各勤務シフト中に作業区域にいる際いつでも閲覧できるようにしなければならない。

1910.1200 (g)(11)

また安全性データシートは、要請に応じて 29 CFR 1910.1020 (e)の要求事項に従い、指名代表者、次官補および所長に提出できるようにしておかなければならない。

1910.1200 (h)

従業員情報および訓練

1910.1200 (h)(1)

雇用者は従業員に対し、その初回任命時、および当該従業員がこれまで訓練を受けたことのない新たな化学的有害物質が作業区域に搬入される都度、作業区域における有害化学品について効果的な情報および訓練を提供しなければならない。情報および訓練は、危険有

害性区分（例：可燃性/引火性、発がん性）を対象としてよいし、個々の化学品を対象としてもよい。化学品ごとの情報は、いつでもラベルおよび安全性データシートで見られるようにすること。

1910.1200 (h)(2)

情報。従業員には下記の情報を伝達しなければならない：

1910.1200 (h) (i)

このセクションの要求事項；

1910.1200 (h) (ii)

有害化学品が存在する作業区域で行われるあらゆる作業；さらに

1910.1200 (h) (iii)

書面によるハザードコミュニケーションプログラムの設置場所および閲覧方法。これには所定の有害化学品リスト、およびこのセクションに定める安全性データシートを含む。

1910.1200 (h)(3)

訓練。従業員訓練には少なくとも下記の内容を含めなければならない：

1910.1200 (h)(3) (i)

作業区域における有害化学品の存在または放出を検知するために使用される方法および観測データ（例：雇用者が実施するモニタリング、継続的モニタリング装置、放出時の有害化学品の外観または悪臭など）；

1910.1200 (h)(3) (ii)

作業区域内に存在する化学品の物理化学的危険性、健康に対する有害性、単純な窒息剤、可燃性粉塵、自然発火性ガスの危険有害性、または分類されない危険有害性；

1910.1200 (h)(3) (iii)

これらの危険有害性から従業員が身を守るための方法。これには、有害化学品へのばく露から従業員を保護するために雇用者が実施する具体的手順（例：適切な作業習慣、緊急時手順、個人保護具）を含む；さらに

1910.1200 (h)(3) (iv)

雇用者が策定するハザードコミュニケーションプログラムの詳細（入荷容器上のラベルに関する説明や、雇用者が使用する職場ラベル表示システムに関する説明、安全性データシート（項目記載順序を含む）、および従業員が適切な危険有害性に関する情報を取得および使用する方法を含む）。

1910.1200 (i)

営業秘密

1910.1200 (i)(1)

化学品製造業者、輸入業者または雇用者は、下記のすべての条件が満たされる場合、化学的特定名（化学名を含む）、他の有害化学品特定情報、または混合物中の正確な物質比率（濃度）を安全性データシートに非開示とすることができる：

1910.1200 (i)(1) (i)

「当該非開示情報は営業秘密である」という主張が認められる場合；

1910.1200 (i)(1) (ii)

当該有害化学品の特性および作用に関して安全性データシートの記載情報が開示されている場合；

1910.1200 (i)(1) (iii)

化学的特定名または組成比率が営業秘密として非開示であることが安全性データシートに記載されている場合；さらに

1910.1200 (i)(1) (iv)

この段落の規定に従って医療従事者、従業員、および指名代表者が化学的特定名および比率を入手できる場合。

1910.1200 (i)(2)

治療を行う医師または看護職が医療上の緊急事態であると判断し、救急治療のために有害化学品の化学的特定名または特定の組成比率を知る必要があると考える場合には、当該化学品製造業者、輸入業者または雇用者は、政府証明書や機密保持契約の有無を問わず、その治療を行う医師または看護職に対し、営業秘密である化学品の化学的特定名または組成比率を直ちに開示しなければならない。化学品製造業者、輸入業者または雇用者は、事態が許すようになれば直ちにこのセクションの段落(i)(3)および(4)の規定に従って政府証明書や機密保持契約を求めることができる。

1910.1200 (i)(3)

下記のすべての条件が満たされる場合、非緊急時であっても化学品製造業者、輸入業者または雇用者は要請に応じて、ばく露した従業員に治療またはその他の職業衛生サービスを行う医療専門家（医師、衛生管理者、毒物学者、疫学者、または産業看護職）に対し、また従業員または指名代表者に対し、通常はこのセクションの段落(i)(1)に従って非開示が認められている化学的特定名または組成比率を開示しなければならない：

1910.1200 (i)(3) (i)

書面による要請であること；

1910.1200 (i)(3) (ii)

その要請中に、当該情報を必要とする職業衛生上の理由が下記のうち1つ以上、十分に詳細に記述されていること；

1910.1200 (i)(3) (ii) (A)

従業員がばく露する化学品の危険有害性を評価するため；

1910.1200 (i)(3) (ii) (B)

従業員のばく露程度を知るため、職場雰囲気のサンプル採取を実施または評価するため；

1910.1200 (i)(3) (ii) (C)

ばく露従業員の任命前または定期的医療調査を実施するため；

1910.1200 (i)(3) (ii) (D)

ばく露従業員の治療を行うため；

1910.1200 (i)(3) (ii) (E)

ばく露従業員に対する適切な個人保護具を選定または評価するため；

1910.1200 (i)(3) (ii) (F)

ばく露従業員に対する技術制御または他の保護対策を設計または評価するため；さらに

1910.1200 (i)(3) (ii) (G)

ばく露による健康被害を調べる調査を実施するため。

1910.1200 (i)(3) (iii)

要請中に、その化学的特定名または組成比率の開示が必要不可欠な理由が詳述されており、かつ、それらの情報の代わりに下記の情報を医療専門家、従業員、または指名代表者に開示することではこのセクションの段落(i)(3)(ii)に記述した目的を果たせないことが詳述されていること；

1910.1200 (i)(3) (iii) (A)

当該化学品の特性および作用；

1910.1200 (i)(3) (iii) (B)

労働者の当該化学品へのばく露防止措置；

1910.1200 (i)(3) (iii) (C)

労働者の当該化学品へのばく露モニタリングおよび分析方法；さらに

1910.1200 (i)(3) (iii) (D)

当該化学品への有害なばく露に対する診断および治療方法。

1910.1200 (i)(3) (iv)

要請中に、開示された情報の機密保持のために使用される手順が記述されていること；さらに

1910.1200 (i)(3) (v)

当該医療専門家、および当該医療専門家の雇用者またはサービス委託事業者（川下雇用者、労働機関、または従業員個人）、従業員または指名代表者が、書面による機密保持契約を結び、当該医療専門家、従業員または指名代表者が、言明された医療上の必要以外のいかなる目的においても営業秘密情報を使用せず、このセクションの段落(i)(6)に定める OSHA への開示を除いていかなる状況下でも営業秘密情報を漏洩しないことに同意していること。ただし契約条項により、もしくは化学品製造業者、輸入業者または雇用者により権限が認められている場合を除く。

1910.1200 (i)(4)

このセクションの段落(i)(3)(iv)に認められる機密保持契約には、次の可能性がある；

1910.1200 (i)(4) (i)

書面に記載された必要性であっても、医療目的での情報の使用が制限される場合がある；さらに

1910.1200 (i)(4) (ii)

契約に違反した場合には、適切な法的救済措置を取る場合がある。これには予想される損害の合理的な事前算定を含む。

1910.1200 (i)(4) (iii)

責任保証の支払い義務は含まれない場合がある。

1910.1200 (i)(4) (i)(5)

この基準におけるいかなる記述も、各当事者が法の認める範囲で契約によらない救済措置を取ることを妨げるものではない。

1910.1200 (i)(6)

営業秘密情報の開示を受ける医療専門家、従業員または指名代表者が、その情報を OSHA に開示する必要があると考える場合には、当該医療専門家、従業員または指名代表者は、その情報を開示した化学品製造業者、輸入業者または雇用者に対し、OSHA への開示前または開示時にその旨を連絡しなければならない。

1910.1200 (i)(7)

当該化学品製造業者、輸入業者または雇用者が、書面による化学的特定名または組成比率の開示要請を拒否する場合、その拒否は下記のすべての条件を満たしていなければならない；

1910.1200 (i)(7) (i)

要請から 30 日以内に拒否を当該医療専門家、従業員または指名代表者に連絡すること；

1910.1200 (i)(7) (ii)

書面による拒否であること；

1910.1200 (i)(7) (iii)

当該化学的特定名または組成比率が営業秘密であるという主張を立証するエビデンスを含むこと；

1910.1200 (i)(7) (iv)

要請を拒否する具体的な理由が述べられていること；さらに

1910.1200 (i)(7) (v)

営業秘密を開示せずとも、代替情報によって要請された医学上または産業衛生上の必要性を満たすことができる理由が説明されていること。

1910.1200 (i)(8)

医療専門家、従業員または指名代表者は、このセクションの段落(i)(3)に従ってその情報要請が拒否された場合、当該要請および書面による要請拒否を OSHA に回付し検討を要請することができる。

1910.1200 (i)(9)

医療専門家、従業員または指名代表者がこのセクションの段落(i)(8)に従って OSHA に要請拒否を回付する場合、OSHA はそのエビデンスを検討して下記の各項目を検討しなければならない：

1910.1200 (i)(9) (i)

当該化学品製造業者、輸入業者または雇用者は、当該化学的特定名または組成比率が営業秘密であるという主張を立証できているか；さらに

1910.1200 (i)(9) (ii)

当該医療専門家、従業員または指名代表者は、その情報に対する医学上または産業衛生上の必要性があるという主張を立証できているか。

1910.1200 (i)(9) (iii)

当該医療専門家、従業員または指名代表者は、適切な機密保持手段を提示できているか。

1910.1200 (i)(10)(i)

OSHA が、このセクションの段落(i)(3)に従って要請された化学的特定名または組成比率は真に営業秘密であるとは言えないと判断した場合、もしくは営業秘密であるが当該医療専門家、従業員または指名代表者の情報要請には適正な医学上または産業衛生上の必要性があり、これら医療専門家、従業員または指名代表者は書面による機密保持契約を締結するとともに適切な情報機密保持手段を提示したと判断した場合には、当該化学品製造業者、輸入業者または雇用者は OSHA の指示に従う。

1910.1200 (i)(10) (ii)

化学品製造業者、輸入業者または雇用者が OSHA に対し、機密保持契約の締結によっても営業秘密の不正開示による被害を十分に防止できないことを立証できた場合には、次官補は、当該化学品製造業者、輸入業者または雇用者に不当なリスクをもたらすことなく要請された産業衛生サービスが実施されることを適切に保証できるよう、要請化学情報の開示について命令を発したり、付加的な制限または条件を課す場合がある。

1910.1200 (i)(11)

化学品製造業者、輸入業者または雇用者が、営業秘密情報の開示に従うよう指示されてもこれに争う姿勢を見せる場合、その事項は法執行規則および関連委員会手順規則に従って、労働安全衛生審査委員会の前で裁定されることになる。委員会規則に従って、化学品製造業者、輸入業者または雇用者が係争中も要請情報の非開示を続ける場合、行政法判事は当該指示および証拠資料を非公開で再検討したり、そのような事項の機密保持のために適切な命令を発する場合がある。

1910.1200 (i)(12)

営業秘密に関する主張の有無にかかわらず、化学品製造業者、輸入業者または雇用者は要請に応じて、このセクションにおいて化学品製造業者、輸入業者または雇用者に作成が義務付けられたあらゆる情報を次官補に開示しなければならない。営業秘密に関する主張がある場合には、営業秘密の状況に関して適切な判断を行うことができ、必要な保護手段を実施できるよう、遅くとも当該情報を次官補に提出する時までにはその主張を行わなければならない。

1910.1200 (i)(13)

この段落におけるいかなる記述も、営業秘密である工程情報をいかなる状況下でも開示するよう義務付けるものと解釈してはならない。

1910.1200 (j)

発効日

1910.1200 (j)(1)

雇用者は 2013 年 12 月 1 日までに、新しいラベル要素および安全性データシートについて従業員への訓練を行わなければならない。

1910.1200 (j)(2)

化学品製造業者、輸入業者、流通業者、および雇用者は、遅くとも 2015 年 6 月 1 日までにこのセクションのすべての修正条項を遵守しなければならない。ただし下記の各点に注意すること：

1910.1200 (j)(2) (i)

2015 年 12 月 1 日以降、流通業者は、化学品製造業者または輸入業者がラベル表示を行った容器を出荷してはならない。ただし、当該ラベルがこのセクションの段落(f)(1)を遵守して修正されたものである場合を除く。

1910.1200 (j)(2) (ii)

すべての雇用者は必要に応じ、段落(f)(6)に基づいて職場で使用されている代替ラベル表示を更新し、段落(h)(1)に定めるハザードコミュニケーションプログラムを更新した上で、遅くとも 2016 年 6 月 1 日までに、新たに指定された物理化学的危険性または健康に対する有害性について段落(h)(3)に従って従業員に対する必要な追加訓練を実施しなければならない。

1910.1200 (j)(3)

移行期間中、化学品製造業者、輸入業者、流通業者、または雇用者は、2011年10月1日改正の § 1910.1200 を遵守してもよいし、この基準の最新版を遵守してもよいし、それらの両方を遵守してもよい。

[59 FR 17479, April 13, 1994; 59 FR 65947, Dec. 22, 1994; 61 FR 5507, Feb. 13, 1996; 77 FR 17785, March 26, 2012]